規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―二四（通勤手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年十月十五日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―二四―一三

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「官民人事交流法第二条第三項」を「派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項」に、「職員又は」を「職員」に改め、「された職員」の下に「又は規則一一―四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職した職員」を加え、「又は交流採用」を「、交流採用又は復職」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五四（住居手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年十月十五日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―五四―六

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を次のように改正する。

第四条中「当該適用」の下に「、派遣法第二条第一項の規定による派遣」を加え、「職員又は」を「職員」に改め、「された職員」の下に「又は規則一一―四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職した職員」を加え、「又は交流採用」を「、交流採用又は復職」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―八九（単身赴任手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年十月十五日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―八九―三

人事院規則九―八九（単身赴任手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八九（単身赴任手当）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「官民人事交流法第二条第三項」を「派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項」に、「復帰したこと又は」を「復帰したこと」に改め、「されたこと」の下に「又は規則一一―四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職したこと」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第三百六十号

家計調査規則（昭和五十年総理府令第七十一号）第五条第一項の規定に基づき、調査票の様式を定めたので、同条第二項の規定に基づき、家計調査規則に基づく、調査票の様式を定める件（平成十三年総務省告示第五百七十一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の家計調査規則に基づく、調査票の様式を定める件の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

平成二十四年十月十五日

総務大臣　樽床　伸二

様式第一号及び第二号中「**家計調査**」を「**家計調査**（政府統計）」に改める。

様式第三号中「**総務省統計局**」を「**総務省統計局**（政府統計）」に改める。

様式第四号中「**総務省統計局**」を「**総務省統計局**（政府統計）」に改める。

様式第五号中「**家計調査**」を「**家計調査**（政府統計）」に改める。

様式第六号中「**家計調査世帯票**」を「**家計調査**（政府統計）**準調査世帯票**」に改める。

○法務省告示第四百三十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月十五日

法務大臣　田中　慶秋

第二号ロの表株式会社ファインテックスの項中「兵庫県伊丹市森本八丁目五十九番地」を「兵庫県尼崎市田能六丁目十一番四号」に改める。

○法務省告示第四百三十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月十五日

法務大臣　田中　慶秋

第二号の表に次のように加える。

株式会社ティージー	婦人子供服製造
福島県西白河郡矢吹町赤沢四百五十五番地二	

○法務省告示第四百三十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月十五日

法務大臣　田中　慶秋

第二号の表に次のように加える。

株式会社ナガラ	仕上げ
愛知県名古屋市中川区小本本町一丁目二十一番地	

○法務省告示第四百三十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年十月八日法務省告示第五百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月十五日

法務大臣　田中　慶秋

第二号の表に次のように加える。

合資会社高松屋旅館	ホテル業務
香川県小豆郡土庄町甲千百七十一番地六	